

令和6年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	窓口、電話対応を初めとする産業建設課内の事務補助	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日 まで	
配 属 先	赤磐市吉井支所産業建設課	
就業場所	赤磐市周匝136番地(吉井支所)	
募集人数	3人程度	
就業時間	始業: 8時30分 から 終業:17時00分 まで (うち休憩時間: 60分) (7.5時間/日以内、37.5時間/週以内)	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 990 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	期末手当、勤勉手当
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用あり	(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	赤磐市吉井支所産業建設課産業建設班 電話:086-954-1366	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	

令和6年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	吉井竜天オートキャンプ場の管理、事務等、運営にかかる業務全般の責任者	
必要資格等	普通自動車免許	
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日 まで	
配 属 先	吉井支所産業建設課	
就業場所	赤磐市中勢実2682 吉井竜天オートキャンプ場	
募集人数	1人程度	
就業時間	始業:8時30分 から 終業: 17時00分 まで (うち休憩時間: 60分) (7.5時間/日以内、 37.5時間/週以内)	
勤務を 要しない日	月曜日から日曜日のうち、ローテーションにより3日以内	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,190 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	期末手当、勤勉手当
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用あり	(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	吉井支所産業建設課(086-954-1366)	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	

令和6年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	吉井竜天オートキャンプ場の管理、事務等、運営にかかる業務全般	
必要資格等	普通自動車免許	
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日 まで	
配 属 先	吉井支所産業建設課	
就業場所	赤磐市中勢実2682 吉井竜天オートキャンプ場	
募集人数	5人程度	
就業時間	始業:8時30分 から 終業: 17時00分 まで (うち休憩時間: 60分) (7.5時間/日以内、 37.5時間/週以内)	
勤務を 要しない日	月曜日から日曜日のうち、ローテーションにより3日以内	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 990 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	期末手当、勤勉手当
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用あり	(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	吉井支所産業建設課(086-954-1366)	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	